

2019年2月15日

「地方税法等改正案」等4法案 趣旨説明質疑

立憲民主党・無所属フォーラム 高井崇志

私は、立憲民主党・無所属フォーラムを代表して、ただいま議題となりました「地方税法等の一部を改正する法律案」等4法案につきまして、質問いたします。

「信なくば立たず」。総理が好んでよく使う言葉ですが、総理はこの言葉の意味を正しく理解されていますか。論語の一節に出てくる孔子の言葉ですが、弟子に「政治には食料、軍備、信義のいずれが一番大事か」問われ、「信義が一番大事」と答えた後に述べた言葉です。総理がよく使われる「政治には信頼が必要だ」という意味ではなく、正しくは「為政者に『信義』がなければ、民にも『信義』がなくなり、国家の存立が危うくなる」という意味です。つまり、官僚のモラルの崩壊も、国民のモラルの崩壊も、その原因は全て為政者すなわち総理にあるという意味です。

昨年1年間だけで、「森友学園決裁文書の改ざん・破棄」、「裁量労働制のデータねつ造」、「自衛隊の日報隠ぺい」、「障害者雇用の水増し報告」、「外国人技能実習生の調査データの改ざん」そして今回の「統計不正」。まさに「悪夢」のような信じがたい不正が相次いでいます。でも、なぜこうした不正が行われたのでしょうか？その原因をたどれば、いずれも不正を行ってでも安倍政権を擁護しなければならないという官僚の「忖度」ではないですか。総理は、昨年から相次ぐ、民主主義の根幹を揺るがしかねない「悪夢」が続く原因をどのようにお考えですか？明確にお答えください。

私は「忖度」の原因は、「長期政権の弊害」による「人事権の濫用」と「強権的な政治」にあると思います。古今東西、権力は腐敗するのです。人事は組織を動かす最大の権力ですが、だからこそ抑制的でなければなりません。霞が関人事を政治主導で行うために必要なことがあります。人事権を持つ人に高い倫理観と見識が備わっていることです。安倍政権は、あまりにも強権的・恣意的な人事を

行ってきた結果、「忬度」が生まれてしまったのではありませんか？また、官邸から内閣記者会に対する「特定の記者を排除するための申入れ」などは、まさに「強権的政治」の象徴であり、あってはならないことだと考えますが、官房長官の見解を求めます。

（防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策）

本題に入ります。まず「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に関連して質問します。昨年7月の西日本豪雨災害では、私の地元岡山県では68名の方がお亡くなりになり、未だ3名の方が行方不明です。この大災害を経験し、大きな課題が明らかになりました。その一つが、我が国の災害対策は市町村に依存し過ぎているという点です。避難勧告・避難指示を出すのも市町村。自衛隊の派遣を要請するのも市町村。避難所の運営も全て市町村の仕事です。しかし、市町村だって被災者です。昨年末、災害対策先進国イタリアへ視察に行ってきましたが、被災を経験した市長が「災害時に自分が判断することは何もなかった」と言われていたのが印象的でした。イタリアでは災害発生から24時間以内に近隣自治体が、備蓄されたテント、ベッド、簡易トイレを大型トレーラーに積んで、100人体制で被災地へ向かい、避難所の運営を全て行います。日本とイタリアの最大の違いは、イタリアは日本の人口の半分にも関わらず、700名の専任職員からなる「市民保護省」があり、さらに22の州毎に地方支分部局があることです。我が国の防災組織は、内閣府に100名程の組織があるのみで、その職員の多くは兼務であり、頻繁に人事異動で入れ替わります。与党の中にも「防災省」を提唱する方がたくさんいらっしゃいますが、イタリアのような専任職員による「防災省」を創設する考えはないか、総理に伺います。

被災者に支援金を支給する「被災者生活再建支援制度」は、国と都道府県が費用を折半する制度ですが、全国知事会は支給対象を「大規模半壊以上」から「半壊以上」まで拡大することを国に提言しています。これを受けて、被災者生活再建支援法を改正し、支給対象を「半壊以上」に拡大する考えはないか、総理に伺います。

今回の災害で、河川氾濫の大きな原因となったのがダムの放流でした。民間企業が所有するダム（利水ダム）は、国や都道府県が所有するダム（治水ダム）と異なり、洪水調節が義務付けられていません。しかし、河川法52条では、「河川管理者は、災害が発生するおそれがある場合には、ダム設置者に対して洪水調節を指示できる」と定めています。ところが、国はこれまで一度も河川法52条を発動したことがありません。なぜ河川法52条を発動しないのですか。また河川

法52条を根拠に、民間企業が所有するダムとも定期的に協議を行い、事前放流などの洪水調節を行う必要があると考えますが、国土交通大臣の見解を伺います。

岡山県では今回の災害で、長年行政改革を断行し、コツコツと蓄えてきた財政調整基金のほとんどを取り崩し、災害対策の予算に充てました。今年度の特別交付税の増額によって、被災自治体の財源は十分補填できるのか、総務大臣に伺います。

（平成31年度地方財政計画）

平成31年度地方財政計画では、11年ぶりに折半対象財源不足が解消され、臨時財政対策債も約7300億円減りました。しかし、引き続き4兆4千億円を超える財源不足が生じています。これらを解消するため、地方交付税の法定率引き上げなど、特例措置に依存しない持続可能な制度を構築する考えはないか、総理に伺います。

（幼児教育の無償化にかかる地方負担）

今回の幼児教育無償化に関し、全国市長会は、「政策形成過程において地方側との協議がなかったことは誠に遺憾であり、今後の地方に関する政策立案の際には十分に地方の意見を尊重し、合意形成の上で政策を遂行するよう要望する」と表明されています。今回、これだけ大きな地方財政に影響を与える政策決定において、なぜ十分な協議を行わなかったのか。今後どのように協議を行っていく考えか、総務大臣にお聞きします。

（ふるさと納税）

今回の地方税法等改正で、「ふるさと納税」は総務大臣が指定する地方団体のみ可能となりますが、総務大臣が指定する際の基準の制定や改廃、更には地方団体の指定や取消しを行う場合に、地方団体の意見を聴取する機会があるのでしょうか。また、返礼品を「地場産品」に限定することにより、豊富な特産物を持つ自治体とそうでない自治体の間に格差が生じるおそれがありますが、どのような対策を考えているのか、総務大臣にお聞きします。

（車体課税、燃料課税について）

今回大幅に見直される車体課税は、自動車の取得、保有、利用の各段階で課税が行われますが、今後普及が見込まれるカーシェアリングは車の所有者と利用者が異なる状況も想定され、電気自動車はガソリンを消費しないため燃料課税は

適しません。排気量ではなく走行距離に応じた課税なども一部報道されましたが、今後、中長期的視点にたつて、車体課税、燃料課税の在り方についてどのように考えるのか、総務大臣の見解を求めます。

（森林環境税・譲与税について）

森林環境税・譲与税について伺います。今、日本の森林は保水力を失い、危機的状況にあります。その最大の要因は、戦後、拡大造林政策により天然林を伐採し、植えられたスギ・ヒノキの人工林が放置され続け、荒廃していることです。放置された人工林は保水力が低下し、昨年、西日本豪雨災害や北海道胆振東部地震でも土砂崩れの大きな原因となりました。クマなどの野生動物が山で生きられなくなって里へ出てきて、捕殺される事例も相次いでいます。農家の被害は深刻ですが、動物たちも放置人工林の被害者です。更に国民の3割がスギ・ヒノキの花粉症に悩まされているという弊害もあります。今回の森林環境税・譲与税を活用し「放置人工林を保水力豊かな天然林に戻す」ことを進めるべきと考えますが、総理の見解を伺います。

（特別法人事業税・譲与税等による偏在是正について）

特別法人事業税・譲与税について伺います。今回、偏在是正措置として特別法人事業税・譲与税を創設することとしていますが、税制だけでなく、税源が大都市部に集中する社会構造そのものを変えない限り、根本的な解決にはなりません。東京一極集中をはじめとする偏在の是正に総理はどのように取り組むつもりか、見解を求めます。

（国会改革）

今、国会改革が叫ばれています。確かに総理や大臣の国会への出席時間なども検討すべきでしょう。タブレットも持ち込めるようにしましょう。しかし、まず真っ先にやらなければならないのは、「後刻理事会で協議します」「国会のことは国会でお決めになること」といった、事実上国会の熟議を封殺する「決まり文句」をやめることではないでしょうか。国会の重要な役割は「立法」と「行政の監視」です。政府と与党が一心同体の今の状態では、国会の存在意義がありません。国会の自殺行為です。与野党を超えて、胸襟を開いて、真の国会改革が実現できるように、皆さん力を合わせようではありませんか。ご清聴ありがとうございました。